令和８年（フ）第４９８号
仙台市泉区将監12丁目７番11号　ふくろうの里
破産者　片田　聖治
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５０９号
仙台市若林区南小泉３丁目21番18号　フラッツケイワ103
破産者　高橋久美子
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５２４号
仙台市宮城野区原町３丁目２番24号　レオパレスＴ＆Ｓ101
破産者　松浦　義明
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５２７号
仙台市泉区南中山３丁目35－２　グループホームあおい、住民票上の住所宮城県宮城郡利府町しらかし台２丁目16番地21
破産者　奥山　直美
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５３２号
宮城県塩竈市一森山７番12号
破産者　三塚ひなみ
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５５９号
宮城県多賀城市大代１丁目３番44号　ベルコーポＶ102号、従前の住所宮城県東松島市小松字谷地170番地１　市営小松南住宅　３号棟102号室
破産者　森　　晶子
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５９８号
仙台市太白区大野田５丁目21番地の１　インフィニティ富沢参番館201
破産者　古山　夏希（旧姓高橋）
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５９９号
宮城県塩竈市杉の入３丁目２番６号　ハーモニーＡ101号、従前の住所宮城県塩竈市字石田66番地27
破産者　平片　　徹
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第６１１号
仙台市泉区館４丁目27番地の２
破産者　鈴木　浩平
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５５号
福島県会津若松市御旗町６番３号
破産者　佐々木洋平
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第７号
群馬県桐生市広沢町１丁目2894番地の４、前住所群馬県太田市藪塚町2020番地９
破産者　茂木　直之
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

令和７年（フ）第７７３号
東京都大田区南千束１丁目２番12号　ウッドハウスＣ号、開始決定時の住所横浜市栄区笠間２丁目21番20―105号
破産者　江口　舞香
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３３３２号
横浜市南区東蒔田町９番地12　東蒔田マンション401
破産者　米山　孝行
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６８号
神奈川県大和市深見西８丁目２番12号　ソレイユ105
破産者　土屋亜紀子
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０２号
横浜市西区宮崎町12番地　ポートグリーンヒル203号、開始決定時の住所横浜市西区宮崎町61番地２　バーズビレッジ紅葉坂405号
破産者　松島　　徹
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２７４号
福井県丹生郡越前町内郡第６号９番地、開始決定時の住所神奈川県鎌倉市長谷２丁目５番５号　２Ｆ
破産者　寺坂　寛志
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８１８号
横浜市泉区緑園６丁目27番地５　ウインズピア緑園301号
破産者　三觜　正人
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８４４号
横浜市金沢区釜利谷南３丁目19番６号
破産者　齋藤　明美
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部